

水先制度のあり方に関する 懇談会報告(骨子案)

(事務局提出資料)

水先制度のあり方に関する懇談会報告（骨子案）

はじめに

- （１）水先制度の経緯
- （２）近年における水先制度を取り巻く状況
- （３）水先人供給源不足の到来等、根本的な問題点

懇談会の発足と審議の経緯

- （１）懇談会の発足
- （２）審議の経緯

懇談会のとりまとめ

- 1 水先制度改革の基本理念

- 1．船舶交通の安全確保、海洋環境の保全、港湾の機能保全
- 2．利用者サービスとして相応しく港湾の競争力向上にも資する業務運営の確保
 - （１）業務運営の透明性・効率性・公平性・合理性の確保
 - （２）社会的責任と安全スキルの向上に向けた自律的遂行体制の確保
- 3．水先人後継者の確保・養成
- 4．規制の合理化

- 2 個別の論点に関する考え方

1. 水先区・強制水先区のあり方等について
 - (1) 水先区のあり方
 - (2) 強制水先対象船舶のあり方
 - (3) 強制水先免除制度のあり方について
2. 水先業務運営のあり方について
 - (1) 基本的考え方について
 - (2) 水先業務実施主体の法人化等について
 - 引受主体の法人化を認めることについて
 - 法人化を認める場合における法人形態等
 - 水先人会の機能の整理と今後のあり方
 - 水先業務品質管理の向上に向けた仕組みの導入
 - 水先人の責任及び水先引受法人の責任
3. 水先業務運営の効率性の向上について
 - (1) 業務運営の効率化向上のあり方
 - (2) 同一湾内複数水先区のあり方（三大湾内における水先業務の一元化）
 - (3) 水先料金規制の緩和（省令料金制度の廃止）
4. 水先を的確に実施するための人材確保について
 - (1) 水先人資格要件等の緩和
 - (2) 等級別免許制の導入
 - (3) 養成教育の充実強化
 - (4) 水先人試験制度のあり方
 - (5) 業務量の少ない水先区における業務運営の維持のための方策
5. 行政の関与のあり方について
 - (1) 事故の原因究明・再発防止、処分の機動的な実施の促進
 - (2) 水先業務実施主体等の適正な業務遂行の確保
6. 実施時期及び経過措置のあり方について
 - (1) 実施時期
 - (2) 経過措置

今後の進め方について

おわりに